○佐賀県　旅館業法施行条例

昭和33年10月20日

佐賀県条例第38号

〔旅館業施設の衛生措置基準等に関する条例〕をここに公布する。

旅館業法施行条例

(平12条例3・改称)

(趣旨)

第1条　[この条例](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#l000000000)は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する施設、法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により知事が意見を求める者、法第4条第2項に規定する宿泊者の衛生に必要な措置の基準、法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由等について定めるものとする。

(昭45条例54・昭61条例12・平12条例3・一部改正)

(社会教育施設等の指定)

第2条　法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設に類するものは、[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000066)に掲げる施設とする。

(1)　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(2)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設

(3)　[前2号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000066)に掲げる施設以外の社会教育施設(体育及びレクリエーションのための施設を含む。)のうち主として18歳未満の者の利用に供される施設で知事が告示で指定するもの

(昭45条例54・追加、昭61条例12・平12条例39・一部改正)

(知事が意見を求める者の指定)

第3条　知事が法第3条第4項の規定により、[前条各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000066)に掲げる施設(以下「社会教育施設等」という。)の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)の周囲おおむね100メートルの区域内の施設につき法第3条第1項の許可又は法第3条の2第1項若しくは法第3条の3第1項の承認を与える場合に、あらかじめ、その施設の設置によって社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000093)に掲げる社会教育施設等の区分に応じ、それぞれ[当該各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000093)に定めるものとする。

(1)　設置者が国である社会教育施設等　当該施設の長

(2)　設置者が地方公共団体である社会教育施設等　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3)　[前2号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000093)に掲げる社会教育施設等以外の社会教育施設等で法令にその監督庁の定めがあるもの　当該監督庁

(4)　[前3号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000093)に掲げる社会教育施設等以外の社会教育施設等　当該施設の存する市町の長

(昭45条例54・追加、昭61条例12・平17条例74・一部改正)

(換気)

第4条　営業施設については、自然換気又は機械換気設備若しくは空気調和設備による換気を適切に行わなければならない。

(平15条例18・全改)

(照度)

第5条　営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有しなければならない。

(1)　食堂　150ルクス以上

(2)　調理場、配ぜん室及び洗面所　100ルクス以上

(3)　客室、応接室、脱衣室及び便所　70ルクス以上

(4)　浴室　30ルクス以上

2　廊下及び階段の採光及び照明は、常時70ルクス以上の照度を有しなければならない。ただし、深夜においては10ルクスまで減ずることができる。

(昭45条例54・旧第3条繰下、平15条例18・一部改正)

(防湿)

第6条　営業施設については、次の防湿措置を講じなければならない。

(1)　排水設備の流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

(2)　客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

(昭45条例54・旧第4条繰下)

(客室等の清潔)

第7条　営業施設については、次の措置を講じなければならない。

(1)　客室、浴室、便所その他施設の内外は、清掃並びに衛生害虫及びねずみの発生防止により、常に清潔にすること。

(2)　客室及び適当な箇所にくず入れを備え、適切に管理すること。

(昭45条例54・旧第5条繰下、平15条例18・一部改正)

(寝具類の清潔)

第8条　寝具類については、次の措置を講じなければならない。

(1)　布団及びまくらには、清潔な敷布、布団襟及びまくら覆い等を用いること。

(2)　敷布、布団襟、まくら覆い及び寝衣は、1客ごとに洗たくすること。

(3)　布団及びまくらは、適時日光にさらす等適当な方法により防湿及び衛生害虫の発生防止に努めること。

(昭45条例54・旧第6条繰下、平15条例18・一部改正)

(客室の定員等)

第9条　客室の定員は、[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000187)に定める数をこえてはならない。

(1)　ホテル　1客室の有効床面積4.5平方メートルにつき1人

(2)　旅館及び下宿　1客室の有効床面積3平方メートルにつき1人

(3)　簡易宿所　1客室の有効床面積1.5平方メートルにつき1人

2　客室の入口には、室番号又は室名を表示しなければならない。

(昭45条例54・旧第7条繰下、平15条例18・一部改正)

(浴室等の衛生措置)

第10条　浴室については、次の措置を講じなければならない。

(1)　浴室には、清浄な湯水を十分に供給すること。

(2)　脱衣室の脱衣かご、脱衣棚等は、毎日清掃し、常に清潔にしておくこと。

(3)　共同用の浴室には適当数の洗いおけ及び腰掛を備えること。

(4)　浴槽内の湯水([次項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000219)において「浴槽水」という。)の水質は、別に定める基準に適合すること。

2　浴槽水を循環させて使用する営業者は、その水質が[前項第4号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000215)の基準に適合するものであることを確認するため、毎日完全に換水する場合にあっては年1回以上、それ以外の場合にあっては年2回以上検査を行わなければならない。

3　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000219)の検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から起算して3年間保存しなければならない。

4　[第2項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000219)の検査の結果、その水質が[同項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000219)の基準に適合していないことを確認したときは、その旨を保健所長に届け出なければならない。

(昭45条例54・旧第8条繰下、平15条例18・一部改正)

(洗面所及び便所の衛生措置)

第11条　洗面所及び便所については、次の措置を講じなければならない。

(1)　洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。

(2)　便所の手洗装置には、清浄な水を十分に供給すること。

(3)　洗面所及び便所は、毎日清掃し、常に清潔にしておくこと。

(昭45条例54・旧第9条繰下、平15条例18・一部改正)

(その他の衛生措置)

第12条　[前各条](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000035)に規定するほか、営業施設について講じなければならない措置は、次のとおりとする。

(1)　宿泊者が伝染性の病気にかかっていることが明らかになったとき又はその疑があるときは、その使用した客室、寝具及び器具類を完全に消毒すること。

(2)　従業者が伝染性の病気にかかったとき又はその疑があるときは、営業に従事させないこと。

(昭45条例54・旧第10条繰下)

(宿泊を拒むことができる事由)

第13条　法第5条第3号の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

(1)　宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2)　宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(昭45条例54・旧第11条繰下、昭63条例14・平15条例18・一部改正)

(衛生措置基準の特例)

第14条　季節的状況、地理的状況その他特別の事情により、[第5条](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000115)、[第8条第2号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000173)及び[第9条第1項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000184)の基準による必要がないとき、又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、知事はこれらの基準を緩和することができる。

(昭45条例54・旧第12条繰下・一部改正)

(構造設備の基準)

第15条　旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号に規定するホテル営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　客室及び寝具の基準

ア　洋式の構造設備による客室(以下「洋室」という。)の数は、総客室数の2分の1を超えるものであること。

イ　和式の構造設備による客室(以下「和室」という。)は、[次項第1号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000365)に規定する基準に適合するものであること。

ウ　定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。

(2)　浴室及び脱衣室の基準

ア　共同用の浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。

イ　浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。

ウ　浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。

エ　浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。

オ　共同用の浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。

カ　浴室に供給される湯水が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。

(3)　便所の基準

ア　便所を付設しない客室を有する階には、男女別に共同用の便所を設けること。

イ　共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。

ウ　共同用の便所は、調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。

エ　手洗い設備を有すること。

(4)　その他の基準

ア　定員に応じ適当な広さのフロント及び調理場を有すること。

イ　洗面所には、給水設備及び排水性材料を使用した洗面設備を設けること。

ウ　共同用の洗面所を設ける場合は、定員に応じた数の給水栓を適当な間隔で設けること。

2　政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　客室及び寝具の基準

ア　和室の数は、総客室数の2分の1以上であること。

イ　洋室は、[前項第1号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000296)に規定する基準に適合するものであること。

ウ　客室は、他の客室を通らないで出入りできること。

エ　客室は、他の客室、廊下等と壁、板戸、ふすま等によって区画すること。

オ　寝具類の格納設備を有すること。

カ　定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。

(2)　浴室及び脱衣室の基準

ア　共同用の浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。

イ　浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。

ウ　浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。

エ　浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。

オ　共同用の浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。

カ　浴室に供給される湯水が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。

(3)　便所の基準

ア　便所を付設しない客室を有する階には、男女別に共同用の便所を設けること。

イ　共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。

ウ　共同用の便所は、調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。

エ　手洗い設備を有すること。

(4)　その他の基準

ア　定員に応じ適当な広さの玄関帳場及び調理場を有すること。

イ　洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。

ウ　共同用の洗面所を設ける場合は、定員に応じた数の給水栓を適当な間隔で設けること。

3　政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　客室及び寝具の基準

ア　階層式寝台を有する場合は、客室の天井高は2.5メートル以上であり、階層数は2層であること。

イ　階層式寝台には、それぞれカーテンを設けること。

ウ　寝台の高さは床面から0.35メートル以上、幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上であること。

エ　定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。

(2)　浴室及び脱衣室の基準

ア　浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。

イ　浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。

ウ　浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。

エ　浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。

オ　浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。

(3)　便所の基準

ア　男女別に設けること。

イ　宿泊者の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。

ウ　調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。

エ　手洗い設備を有すること。

(4)　その他の基準

ア　定員に応じ適当な広さの調理場を有すること。

イ　洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。

4　政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　客室の基準

ア　客室の数は、3室以上であること。

イ　客室の床面積は、それぞれ4.5平方メートル以上であること。

(2)　浴室及び脱衣室の基準

ア　浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。

イ　浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。

ウ　浴室の床面は、耐水性材料を使用し、排水に便利な構造であること。

エ　浴室の内壁には、耐水性材料を床面から原則として1メートル以上使用すること。

オ　浴室は、適当な数の給湯栓及び給水栓を有すること。

(3)　便所の基準

ア　男女別に設けること。

イ　宿泊者の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。

ウ　調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。

エ　手洗い設備を有すること。

(4)　その他の基準

ア　定員に応じ適当な広さの調理場を有すること。

イ　洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。

(平15条例18・追加)

(手数料)

第16条　[次の表](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#e000000568)の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料について、当該各号の右欄に掲げる額を、当該許可等の申請の際県に納付しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納付義務者 | 手数料 | 額 |
| 1　法第3条第1項の規定による旅館業の営業の許可を受けようとする者 | 旅館業営業許可申請手数料 | 22,000円(季節的又は一時的営業であって許可の期間が6月以内の場合は、11,000円) |
| 2　法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の営業の許可を受けた地位の承継の承認を受けようとする者 | 旅館業営業許可の地位の承継承認申請手数料 | 7,400円 |

2　既納の手数料は、還付しない。

(平12条例3・追加、平15条例18・旧第15条繰下)

附　則

1　[この条例](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#l000000000)は、公布の日から施行する。

2　[旅館業法施行条例(昭和33年佐賀県条例第56号)](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html#l000000000)は、廃止する。

附　則(昭和45年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和61年条例第12号)

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附　則(昭和63年条例第14号)抄

(施行期日)

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和63年規則第28号で昭和63年7月1日から施行)

附　則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日等)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第39号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附　則(平成15年条例第18号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成17年条例第74号)

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。